

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月21日
【会社名】	長谷川香料株式会社
【英訳名】	T.HASEGAWA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 海野 隆雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目4番14号
【電話番号】	03(3241)1151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 中村 稔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目4番14号
【電話番号】	03(3241)1151(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部長 菅原 俊也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年11月19日（月）開催の取締役会において決議された当社普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）の売出株式総数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」という。）されることがあるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、当社は、平成30年11月21日（水）に、株式会社東京証券取引所において自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を行い、引受人の買取引受けによる売出しの売出人は、当該自己株式取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却いたしました。当該売却の結果、平成30年11月21日（水）に引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数のうち日本国内において販売される株式数及び海外販売の対象となる株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数に変更されましたので、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（訂正前）

(2) 売出数

未定

（売出数（海外販売の対象となる株式数）は、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、平成30年11月28日（水）から平成30年11月30日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定するが、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数8,347,900株（注）の半数以下とする。）

（注）当社は、平成30年11月19日（月）開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数1,000,000株、取得価額の総額25億円をそれぞれ上限とし、平成30年11月21日（水）から平成30年11月22日（木）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議しております。今後、当社が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、下記(9)に記載の売出人である株式会社長谷川藤太郎商店が当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。かかる場合、当該引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数が減少することがあります。なお、自己株式の取得に関し、当社は、引受人の買取引受けによる売出しの売出人である株式会社長谷川藤太郎商店より、その保有する当社普通株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

（訂正後）

(2) 売出数

未定

（売出数（海外販売の対象となる株式数）は、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、平成30年11月28日（水）から平成30年11月30日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定するが、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数7,478,300株（注）の半数以下とする。）

（注）当社は、平成30年11月19日（月）開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月21日（水）に株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数1,000,000株、取得価額の総額1,565,000,000円の自己株式（当社普通株式）の取得を行い、下記(9)に記載の売出人である株式会社長谷川藤太郎商店が当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却しております。